

長野市災害廃棄物処理計画【概要】

平成25年3月

環境部生活環境課

【目次】

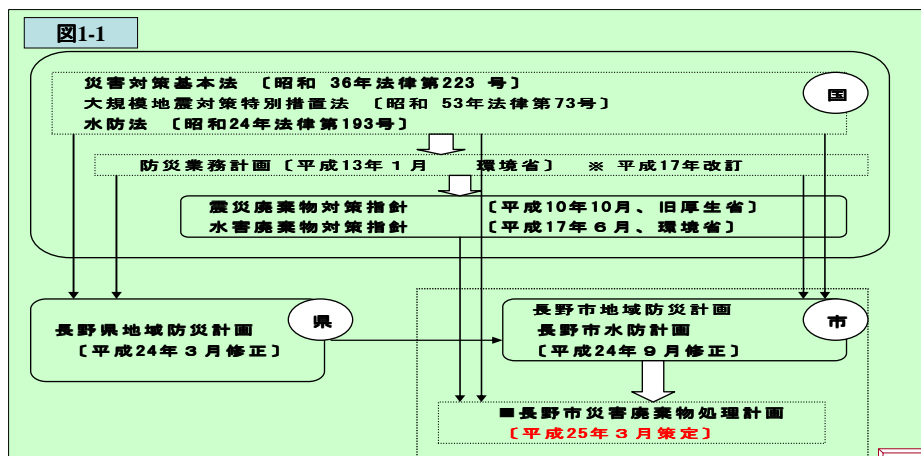
- 第1章 総論
- 第2章 平常時の防災体制の整備
- 第3章 災害廃棄物処理の基本方針
- 第4章 想定される災害とその被害の概要
- 第5章 組織体制と業務概要
- 第6章 各チームの業務内容

1/12

■第1章 総論 (計画書3～5頁)

【計画の目的・位置付け】

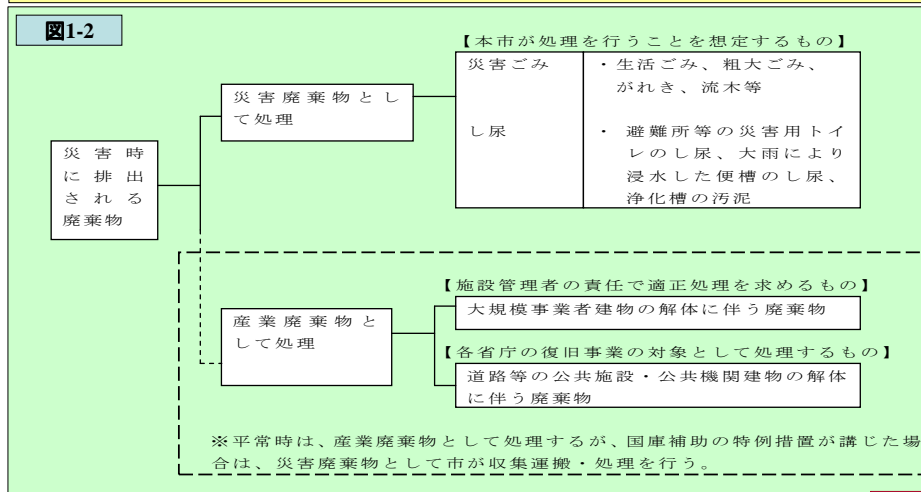
本計画は、国の指針等を踏まえ、長野市地域防災計画を補完する個別計画として位置付け、想定される大規模な地震や風水害等によって発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うために必要な事項を定めるもので、計画の位置付けは、図1-1のとおり。



2/12

●対象業務の範囲

- ・本計画で対象とする災害廃棄物は、図1-2のとおり。
- ・建物の解体に伴い発生する廃棄物は、通常は産業廃棄物とされ、また、家屋解体処理等に要する費用は、その所有者が自己負担することが原則とされている。ただし、災害状況によりこの限りではない。



3/12

■第2章 平常時の防災体制の整備 (計画書6～8頁)

災害発生時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、収集運搬・処理など十分に体制が機能しない事態が予想されることから、あらかじめ災害時における災害廃棄物処理体制を構築する。

1 災害時に備えての事前体制

- ・職員組織及び業務内容の確認
- ・災害時応援体制の確認等

2 市民の役割

- ・分別の徹底、防災訓練等への参加
- ・家周りの清掃（不要品等を放置しない。）
- ・臨時集積所候補地の検討等

3 事業者・団体の役割

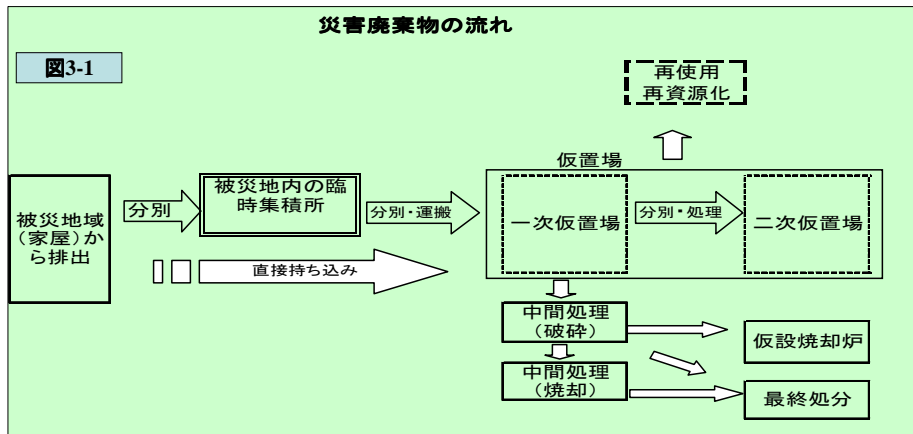
- ・自衛消防隊の設置・訓練等防災力の向上
- ・仮設トイレ等資機材の調達ルートの確保等

4/12

■第3章 災害廃棄物処理の基本方針(計画書9～11頁)

【臨時集積所・仮置場の設置】

- ・既存の集積所が使用できない場合は、「臨時集積所」を地区が設置する。
- ・廃棄物量に応じて、被災地区内の空き地等を利用して、「仮置場」を市が設置し、臨時集積所から仮置場への収集運搬は市が行う。



5/12

■第4章 想定される災害とその被害の概要

(計画書12～14頁)

【想定地震】糸魚川－静岡構造線断層帯地震

※今後30年の地震発生確率(長野市地震防災マップ)

- ① 糸魚川－静岡構造線断層帯地震＝14%
- ② 長野盆地西縁(せいえん)断層帯＝0%

◆し尿想定排出量(推計)

- ・想定地震避難所対象人口：約7万人
- ・し尿想定排出量＝約100KL/1日

◆がれき発生量(推計)

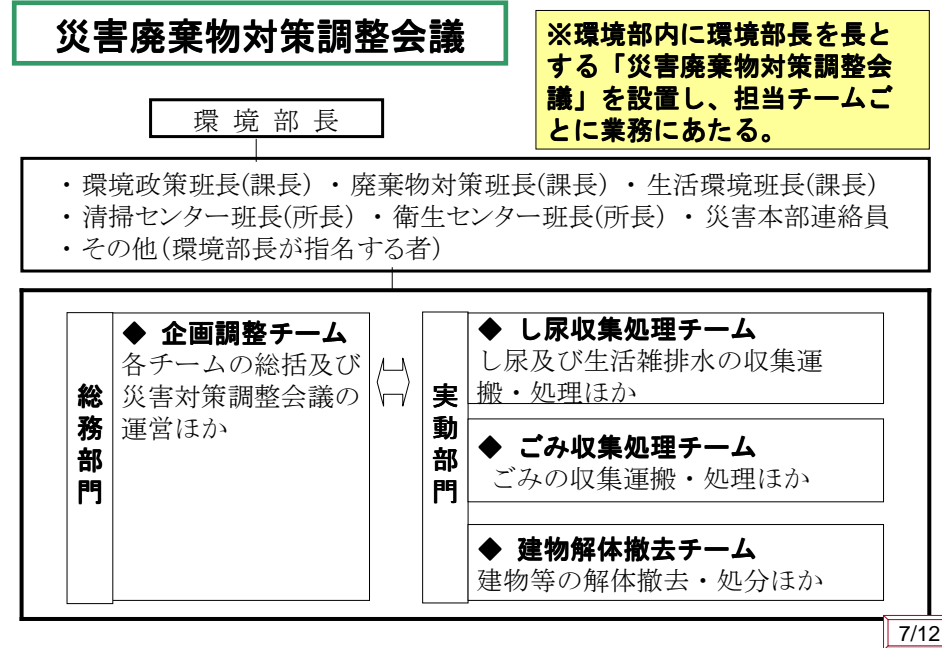
- ・木造、非木造＝約30万t

【想定水害】大雨による大規模水害

- ◆水害廃棄物発生量(推計)＝約30万t

6/12

■第5章 組織体制と業務概要 (計画書15～17頁)



※環境部内に環境部長を長とする「災害廃棄物対策調整会議」を設置し、担当チームごとに業務にあたる。

■第6章 各チームの業務内容 (計画書18～36頁)

◆【企画調整チーム】(18～22頁)

企画調整チームは、災害廃棄物等の情報を集約し、災害廃棄物対策調整会議等全体の進行管理を行い、災害廃棄物等処理実施計画を策定する。

1	災害廃棄物等の情報の集約
2	職員の参集状況の把握と人員配置
3	災害対策本部との連絡調整
4	災害廃棄物対策調整会議等全体の進行管理
5	災害廃棄物等処理実施計画の策定
6	県及び広域支援の体制
7	民間事業者等への支援要請
8	災害時の廃棄物対策の市民周知
9	市民からの相談・苦情受付
10	災害等廃棄物処理事業費国庫補助申請
11	その他災害廃棄物処理に関すること

8/12

◆【し尿収集処理チーム】(23~25頁)

し尿収集処理チームは、し尿発生量等の情報を集約し、し尿処理実施計画を策定するとともに、避難所等に仮設トイレを設置し、収集処理にあたる。

1	仮設トイレの設置・維持管理
2	し尿収集運搬・処理の管理
3	関係団体との連携・協力体制
4	災害減免対応
5	処理施設復旧・処理
6	その他し尿処理に関すること

9/12

◆【ごみ収集処理チーム】(26~33頁)

ごみ収集処理チームは、災害ごみ発生量等の情報を集約し、ごみ処理実施計画を策定するとともに、必要に応じて仮置場を設置し、収集処理にあたる。

1	ごみ収集運搬車輛等の手配
2	災害用ごみ袋の配布等
3	仮置場（がれきを含む）の設置・運営
4	事業者指導
5	適正処理困難物
6	不法投棄等の防止
7	処理施設復旧・処理
8	その他ごみ処理に関すること

10/12

◆【建物解体撤去チーム】(34~36頁)

建物解体撤去チームは、国による災害廃棄物処理事業の特例措置（＝国庫補助）が講じられたときは建設部建築指導班と協力して、所有者からの申請を受付し、事業者等に解体工事及び撤去、収集運搬・処理を委託する。

1	解体撤去
2	国庫補助による解体撤去
3	その他建物解体撤去に関すること

【別紙1】「災害廃棄物処理対応組織図」(37頁)

(環境部職員を各処理チームへ配置)

【別紙2】「災害廃棄物処理実施計画書」(40頁)

(仮置場候補地等を明記)

11/12

■今後の予定

長野市災害廃棄物処理計画



【市民周知】

災害廃棄物処理計画の市民周知に併せて、仮置場の設置場所等について、自治協等と協議する。

【内部調整】

災害廃棄物を迅速に処理するため、毎年、各チームの職員体制の見直しを行い、役割分担等を確認するとともに、関係部局との調整も含めて打合せ会議を開催する。

12/12